防衛医科大学校達第9号

防衛医科大学校規則(昭和49年防衛庁訓令第28号)第12条第2項の規定に基づき、学生隊の編成に関する達を次のように定める。

昭和49年5月10日

防衛医科大学校長 松 林 久 吉

学生隊の編成に関する達

改正 昭和62年 6月20日達第 7号 平成13年 3月28日達第 6号 平成26年 4月 8日達第15号 平成27年 3月30日達第 6号 平成28年 3月29日達第 4号 平成29年 3月30日達第 4号

(目的)

第1条 学生隊は、学生相互の理解を深め、融和団結をはかり、学生の共同生活を円滑にし、規律ある学生生活を送ることを目的として編成する。 (編成)

第2条 学生隊は、医学科の学生をもって編成する医学科学生隊、看護学科の自衛官候補 看護学生をもって編成する看護学科学生隊とし、医学科学生隊は、次の2個大隊、6個 中隊及び12個小隊に、看護学科学生隊は、次の1個大隊、4個中隊及び8個小隊にそ れぞれ分ける。

	X	分		学 生
医学科学生隊	第1大隊	第1中隊	第11小隊	· 医学科第1~第4学年学生
			第12小隊	
		第2中隊	第21小隊	
			第22小隊	
		第3中隊	第31小隊	
			第32小隊	
		第4中隊	第41小隊	
			第42小隊	
	第2大隊	第5中隊	第51小隊	医学科第5学年学生
			第52小隊	
		第6中隊	第61小隊	医学科第6学年学生
			第62小隊	

看護学科学生隊	第3大隊	第1中隊	第11小隊	
			第12小隊	
		第2中隊	第21小隊	看護学科第1~第3学年
			第22小隊	自衛官候補看護学生
		第3中隊	第31小隊	
			第32小隊	
		第4中隊	第41小隊	看護学科第4学年
			第42小隊	自衛官候補看護学生

附 則

- 1 この達は、昭和49年5月10日から施行する。
- 2 第2条の規定にかかわらず、昭和49年度においては、第1学年をもって第1区隊 を編成する。

附則

この達は、昭和62年6月20日から施行する。

附則

この達は、平成13年4月1日から施行する。なお、学生隊の編成の試行について(通達) (防医学学第252号(11.3.26)) は廃止する。

附則

この達は、平成26年4月8日から施行する。

附 則

この達は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この達は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この達は、平成29年4月1日から施行する。